

第十一号様式（第二十九条第一項）

小規模産業廃棄物処理施設に関する標識	
許可施設の種類	
処理する産業廃棄物の種類	
処理能力（積替保管場にあつては、供用面積）	
許可施設設置者の氏名又は名称、住所、連絡先の電話番号	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
	住所
	連絡先の電話番号
許可施設の設置の場所	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
許可施設の管理者の氏名	
受入設備及び貯留設備又は積替保管場において保管する産業廃棄物の種類及び数量	
保管する産業廃棄物の高さの上限	

注

- 1 許可施設の種類には、焼却施設、破砕施設又は積替え保管場のいずれかを記載すること。
- 2 保管する産業廃棄物の種類及び数量、保管する産業廃棄物の高さの上限については、産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備又は積替保管場ごとに、種類ごとの数量及び高さの上限を記載すること。

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則 抜粋

（標識）

第二十九条 条例第十八条第二項に規定する標識の様式は小規模産業廃棄物処理施設に関する標識（別記第十一号様式）とする。

2 前項の標識は、縦九十センチメートル以上、横百二十センチメートル以上でなければならない。